連絡先：〒２７７－０８３２
柏市北柏３－５－４日暮ビル６Ｆ
電話 ： 04-7164-1283 ＦＡＸ ：04-7164-1284
ｅ－ｍａｉｌ：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

ALLたま社労士事務所便り

労働者による「ブラック企業」の認識にみる今後の労務管理の方向性

◆「ブラック企業」は依然重要なキーワード

2013 年の流行語大賞にも選出された、「ブラック企業」という言葉。明確な定義があるものではありませんが、ブラック企業対策プロジェクトでは一応、「異常な長時間労働やパワーハラスメントなど劣悪な労働条件で従業員を酷使するため、離職率も高く、過労にともなう問題等も起きやすい企業のこと」との定義付けを行っています。

一時は毎日のようにメディア等で目にしたキーワードですが、最近はそうしたことも少なくなくなり、一時期の流行は去った感を持っている方も多いのではないでしょうか。

しかし、日本労働組合総連合会（連合）が行った調査で、４人に１人が「勤務先はブラック企業である」と感じており、特に 20 代ではこの割合が３人に１人となることがわかりました。

「ブラック企業」は、まだまだ関心が高いキーワードであることが窺えます。

◆「ブラック認定」されるポイントは？

同調査は、それぞれの労働者が「自分の勤務先がブラック企業であると考えているかどうか」を問うものであり、客観的な指標をもとにブラック認定を行うものではありませんが、ハラスメントの考え方と同様、労働者個々が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、「ブラック企業のような働かせ方をされている」と感じているということであり、働かせ方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、勤務先がブラック企業だと思う理由の上位は「長時間労働が当たり前」、「仕事に見合わない低賃金」、「有給休暇が取得できない」、「サービス残業が当たり前になっている」…等となっています。

労務トラブルの発生を防ぐという観点からは、これらの要因をいかになくしていくかが検討されるべきです。

◆転職先探しでも重視される「ブラック企業」

また、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、３人に１人は「ブラック企業などの悪いうわさ（がないか）」を重視すると回答しています。

人材不足時代にあって、採用活動が成功するかどうかは「ブラック企業と認識されていないこと」が重要なポイントとなってくるとも言えそうです。

まだまだ労務管理上、「ブラック企業」というキーワードには注視が必要です。

「社内 SNS」の広まりと中小企業における活用

◆メールに代わるコミュニケーションツール

現在、各方面で Facebook をはじめとした SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用が進んでいますが、企業のコミュニケーションツールにも影響を与えています。

これまで社内におけるオンライン上のコミュニケーションツールとしてはメールが中心でしたが、新たに SNS の仕組みを社内向けに応用したサービスである「社内 SNS」が、社内の報・連・相の手段として導入され始めています。

◆どのようなものがある？

株式会社シード・プランニングが運営する、デジタル領域専門の市場・サービス評価機関、デジタルインファクトによる調査結果によると、2014 年の社内 SNS サービスの市場規模は 26 億円（対前年比 129%）と推測されています。

この調査では、社内 SNS サービスを、全社的な利用、他の業務用ソフトとの連動を想定した「業務推進に利用されるポータル型」と、社内の部署単位などでのコミュニケーション促進や情報共有を目的にした、少人数からの利用が可能な「コミュニケーション促進型」に分けています。

◆中小企業での活用にも可能性

「コミュニケーション促進型」の社内 SNS サービスを中心に、基本利用料が無料であったり申込みがネット上でできたりするなど、気軽に利用できることから、トライアルで利用するユーザーも多いようです。

サービスによっては比較的安価で導入することができるため、中小企業でも徐々に活用が進んでおり、社内 SNS に馴染みがない企業にとっても導入の敷居は高くはないようです。

◆導入失敗例もあるが…

「社内で利用者がまったく増えない」「単なる雑談チャットとして利用されている」等、導入失敗例も多いようですが、コミュニケーションの円滑化や業務効率化、情報の地域格差の解消等に一役買うことが示されており、今後、中小企業での利用拡大も期待されています。

1 月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

13 日

○ 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
※ただし、６ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、２６年７月から１２月までの徴収分を１月２０日までに納付

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞［労働基準監督署］

20 日

○ 特例による源泉徴収税額の納付＜前年７月～12 月分＞［郵便局または銀行］

2 月 2 日

○ 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出［税務署］

○ 給与支払報告書の提出＜1 月 1 日現在のもの＞［市区町村］

○ 固定資産税の償却資産に関する申告［市区町村］

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第４期分＞［郵便局または銀行］

○ 労働者死傷病報告の提出＜休業４日未満、10 月～12 月分＞［労働基準監督署］

○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［年金事務所］

○ 労働保険料納付＜延納第３期分＞［郵便局または銀行］

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

○ 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○ 給与所得者の扶養控除等（移動）申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］

○ 本年分所得税源泉徴収簿の書換え［給与の支払者］

～当事務所よりひと言～

いつも大変お世話になっております。
本年度も本当にありがとうございました。
来年度もより精進していく所存です。
よろしくお願い申し上げます。